

岩手県告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年 7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩手郡岩手町大字黒内第2地割4の15
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅